

第12回西和賀町議会定例会

令和6年12月13日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第12回西和賀町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

初めに、企画財政課長より、昨日行った真嶋実君の議案第1号の質問に対する答弁に対し、補足説明を求められておりますので、これを許します。

企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。私からは、昨日の議案第1号 西和賀町移住定住促進住宅条例の審査に当たり、私の事実誤認から誤った答弁等を行ってしまいまして、そちらについて改めて訂正させていただきたいと思っております。

昨日、真嶋実議員からの質問に対して、単身棟についての民間事業者との連携協定書をまだ締結していない旨の答弁を行っておりましたが、正しくは令和6年4月1日付で民間事業者とは連携協定書を締結してございました。あわせて、世帯棟につきましても、民間事業者といわゆる官民連携事業に係る基本協定書というものを令和6年6月17日付で締結しておりましたことを併せて報告させていただきます。

訂正しておわび申し上げたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

議長 以上で答弁の補足を終了します。

続いて、日程第1、議案第11号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました議案第11号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度の会計が第3・四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、国の総合経済対策に伴う関係予算など、年度内で実施する新たな行政施策、需要等について予算を調整しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,908万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,601万9,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、2事業で限度額1億8,000万円を追加するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、1事業の限度額を変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人

事異動並びに人事院勧告に伴う給与費の調整のほか、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業3,135万8,000円、道路除雪総務費1,961万3,000円、道路除雪車両管理費2,301万2,000円などを増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。11ページを御覧ください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の職員の人事異動に伴う調整並びに人事院勧告に基づく特別職、職員及び会計年度任用職員の給与費の補正を行うものです。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。13ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費、総務事務費198万8,000円の増額の主なものは、条例・規則等の改正等に伴う例規データベース維持更新業務委託料及び町例規集の印刷製本費を増額するものです。

14ページを御覧ください。3目財政管理費、財政事務費620万円の増額は、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金過年度返還金であります。6目企画費、15ページ、まち・ひと・しごと創生総合対策事業376万7,000円の増額は、地域おこし協力隊運營業務委託料50万円及び拠点施設整備基本構想・基本計画策定支援業務委託料326万7,000円をそれぞれ増額するものです。総合計画推進費については、第2次西和賀町総合計画が令和7年度で計画期間が終了することから、次期西和賀町総合計画の策定に向けた町民アンケート調査に係る経費及び策定支援業務委託料、合わせて224万9,000円を増額するものです。

19ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、住民税非課税世帯に対する物価高

騰対策臨時特別給付金給付事業3,135万8,000円の増額は、国の総合経済対策として、物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯への負担軽減を図るため、臨時的措置として住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、子供1人当たり2万円を加算して支給、加えて県及び町の単独事業として、灯油高騰助成分1世帯当たり7,000円を支給するための給付金及び事務費であります。2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業171万9,000円の増額は、老人医療費給付費に不足が見込まれることから補正を行うものです。

20ページを御覧ください。2項2目児童手当費、児童手当給付事業については、児童手当制度の改正に伴い、令和6年10月から支給対象の拡大、所得制限の撤廃及び支給額が改正されることから、370万円を増額するものです。

24ページを御覧ください。4款1項2目予防費、予防接種事業352万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び国庫補助金の過年度返還金であります。

5款1項1目労働諸費、若年者ふるさと就職支援事業102万円の増額は、町内への就職者が当初想定人数より増加したことにより補正を行うものです。

26ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、株式会社山の幸運営業事業については、畜産等廃棄物処理事業費補助金679万7,000円を増額するものです。

27ページを御覧ください。4目畜産業費、堆肥センター管理費209万3,000円の増額は、沢内地区堆肥センターの送風ブロワ交換、可動式防風シート及び雨漏り修繕の追加並びに車両4台の車検整備等に係る修繕料であります。

32ページを御覧ください。8款2項3目道路除雪費、道路除雪総務費1,961万3,000円の増額は、除雪運転手等の給料及び時間外勤務手当を補正するものです。道路除雪車両管理費2,301万2,000円の増額は、除雪車両に係るカッティン

グエッジなどの消耗品費、燃料費及び修繕料を見込むものです。

33ページを御覧ください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費、10節需用費、修繕料300万円の増額は、町営住宅の設備修繕及び入居者の退去に伴う住宅修繕であります。

36ページを御覧ください。10款2項1目学校管理費、小学校施設管理費136万7,000円の増額の主なものは、消防設備修繕及び冬期間の修繕対応分並びに湯田小学校学校敷地内立木伐採・剪定業務委託料であります。

40ページを御覧ください。4項6目文化創造館費、文化創造館管理費、41ページ、10節需用費、修繕料135万3,000円の増額は、オイルタンク液面指示計及び自動火災報知装置受信機の修繕を行うものです。

5項2目体育施設費、沢内農業者トレーニングセンター管理費112万1,000円の増額の主なものは、消防設備及び管理人室電気設備の修繕を行うものです。

42ページを御覧ください。3目学校給食費、総合給食センター管理運営費540万8,000円の増額の主なものは、物価高騰の影響により、米、野菜などの食材も高騰している状況が続いており、給食材料費に不足が見込まれることから補正を行うものです。

43ページを御覧ください。12款1項2目利子、地方債償還利子については、令和5年度事業に係る町債の借入れ実行に伴い、地方債償還利子が確定したことから、160万6,000円を増額するものです。

次に、歳入についてですが、9ページ、10ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税1億2,961万9,000円の増額は、補正予算の財源として普通交付税を充てるものです。

16款1項1目3節児童手当負担金198万5,000円の増額及び17款1項1目3節児童手当負担金99万6,000円の減額は、児童手当給付事業の財源を調整するものです。

16款2項1目1節総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,575万8,000円の増額及び17款2項2目1節社会福祉費補助金、灯油高騰対策特別支援事業費227万5,000円の増額は、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業の財源として充てるものです。

16款2項4目1節道路橋りょう費補助金260万円の減額は、道路メンテナンス事業費補助金の交付額決定に伴うもので、23款1項5目1節道路橋りょう債において260万円を増額し、財源調整を行うものです。

20款1項1目基金繰入金については、森林整備促進基金からの繰入金を350万円減額するものです。

21款1項1目繰越金3,170万2,000円の増額は、補正予算の財源として充てるものです。

5ページに戻っていただき、第2表、債務負担行為補正です。町道丸子峠線緑橋梁耐震補修工事負担金、限度額1億2,000万円、除雪機械整備事業、限度額6,000万円の2事業を追加するものです。

次に、6ページ、第3表、地方債補正です。事業費に変更はありませんが、財源の調整が必要となったことから、1事業の限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から、2点質問いたします。

最初に、26ページ、山の幸運営事業の中で、畜産等廃棄物処理事業費補助ということで679万7,000円、これ昨年も同じ項目で出されていたのですが、中身について伺いたい

します。

あと42ページ、給食センターの管理運営費ということで、食材が高くなったということは理解いたします。以前、学校保健大会でしたか、非常に西和賀の給食は工夫されているという話を聞いて感心したのですけれども、安全なものというのは当然提供していると思いますけれども、その中で質の部分で、食材費が上がった中で、どのような仕入れ方法、地元のものとか、その辺の工夫した中での補正、その点についてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。では、今ご質問あった件についてご説明をしたいと思います。

山の幸運営事業の畜産等廃棄物処理事業費補助金の件でございますけれども、こちらにつきましては、現段階で令和6年度末までの堆肥センター事業において、不足となるという費用になっております。人件費、燃料費、修繕費等、費用全般においての不足分となるものでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。それでは、私から43ページの給食材料費225万1,000円の補正について説明をさせていただきたいと思います。

食材高騰により、給食材料費に不足が見込まれるというところですが、野菜等については、特に高くなっているようなものにつきましては、代替の野菜に変更するなどの工夫等は重ねてきているところですが、やはり野菜等に限らず、全体的に食材がまず高騰しているという部分の補正ということになります。

当初予算で1,624万3,000円予算化しておりますので、全体としては14%ほど増額の補正ということになります。まず、この分につきましては、保護者への給食費の値上げ等は考えていません。高騰分の対応については、町の負担で対応するというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 給食については、引き続きかなり工夫されているということですので、物価高騰の中で大変でしょうけれども、引き続き子供たちに安全で質の高いものの提供に努力していただきたいと思います。

畜産等廃棄物処理については、昨年も200万の補正があったと思います。今年600万で、今中身について担当課から話があったのですけれども、堆肥については畜産、いわゆる和牛、乳牛等、頭数的には昨年より減ることはあっても増えてはいないと私は認識しているのですけれども、その中で、昨年も200万、今年600万の補正がまた出るということは、昨年とどのような大きな違いがあったということで、このような金額が出てきたのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

昨年は200万円、そして今年600万円ということで、議員ご指摘のとおり堆肥事業、和牛、乳牛、減っている状況にはあるのですけれども、いずれ減ってはいるけれども、使う機械器具とか、そういったものの結局更新ですとか修繕とか、そういったものは、そのままどうしても経費がかかってしまうということもございまして、あと堆肥事業に関連した、農地、草地等のほうに関連した事業のほうでの作業等での機械修繕等も当然出てきてしまうということで、なかなか乳牛が減ってそのまま経費のほうが減るというふうには、多少は減っているところはあるとは思いますが、収入が減っている割には経費のほうはどうしても掛かり増しになってしまっているというふうなことになっております。

いずれ経費が収入に対してやっぱり倍近くかかるような状況となっておりますので、今後事業の見直しとか、事業自体のやり方をちょっと工夫していかなければならないのかなというふ

うに感じているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 基本的に、当初予測はできなかったという判断なのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

一応当初、昨年度の話になりますけれども、当初予算時点では、山の幸さんのほうから、堆肥センターさんのほうからの見込みの額については、今予算に置かれている補助金の額よりも、数百万やっぱり高い状態ではあったのですけれども、町としましては財政的なこともありますし、あとは経営努力をしていただきたいということも踏まえて要求というか、見通しの金額までは予算措置はしていない状況でございました。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 2番、真嶋です。2款1項で、ページでいくと15ページ、6目12節の委託料、西和賀町総合計画基本構想・前期基本計画策定支援業務の委託料ということで、193万6,000円です。先ほどの説明では、アンケートなどということでした。たしか現行の基本構想から係る部分についてもアンケート等やっているかとは思いますが、今つくられようとしている基本構想については、ゼロベースから町民の声をくみ上げてということの考えを示されておりますけれども、今回の委託に際しては、そのようなことを業務仕様に考慮されたりしての契約を結ぶための積算として計上されているのでしょうか。

それからもう一点、ごめんなさい、先に2点と言うのを忘れました、2つあります。3款1項の19ページ、1目19節扶助費で、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金の3,080万円ですけれども、給付の時期についてはいつ頃になるかお知らせください。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

総合計画基本構想・前期基本計画策定支援業

務委託料のアンケートにつきましてお答えさせていただきます。基本的には、今回のアンケート実施に当たっては、先ほど議員がおっしゃったように、町民の声をまずはお聞きするところからということで、今年度の年度末までの間にアンケートに取り組むことにしているものでございます。対象は、無作為抽出の1,000人を対象に実施することにしております。

なお、前回もアンケート調査を行っておりますけれども、前回の反省としまして、少し項目数が多かったというのが反省材料としてありまして、今回は少し項目数を減らして、答えやすい、答えていただきやすいようなアンケートに努めたいと思っているところでございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算書19ページの住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金の扶助費についてお答えいたします。

こちらにつきましては、今現在は令和6年12月13日の時点で住民登録のある世帯を対象にということで国のほうから示されておりますので、こちらの時期が本日なのでございますけれども、本日の時点で住民登録ある世帯をこれから抽出をかけていく作業になります。抽出作業をしてから対象世帯に対しまして、1月からまず対象者に通知をしていきたいと思っております。確認書というのをこちらから通知しますので、そちらが返送になってき次第、早い分は2月から支給を考えているところになります。

議長 刈田敏君。

11番 4点お聞きします。

23ページの新町保育所の旅費について、それから29ページの林業振興費のGNS S、測定のほうなのでございますけれども、補正に出てきた内容と、あとはどういう、測量だと思っておりますけれども、その使い方について。

それから、33ページの消防費の消火栓の詳細。

それから、38ページの中学校費のスクールバス購入、追加なのかな、その辺をお伺いいたし

ます。

議長 総務課長。

総務課長 私からは、33ページの消火栓の移設工事関係についてお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、場所は大野地内になります。現在、私有地のほうに消火栓ございまして、こういう降雪期になると、除雪にちょっと支障があるということの申出がございまして、場所を若干ずらして町有地のほうに移動して、消火等には問題ない場所、また除雪に問題ない場所に移設したいというものでございます。

工期については、今雪が降ってございますけれども、年内には処理をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 学務課長。

学務課長 22ページの新町保育所の旅費について説明させていただきますけれども、こちらのほうは会計年度任用職員の通勤費の部分、実際に人が決まって、距離がまた違って来る場面もありますので、その部分の調整というか、増額の補正ということになります。

あと、38ページ、スクールバス購入事業につきましては、スタッドレスタイヤとかチェーンの購入費の追加という部分の費用になります。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

29ページのG N S Sの関係になりますけれども、こちらにつきましては、森林整備の事業をする際に測量が必要になります。土地の境界がございまして、そちらの測量をするための機材になりまして、今までだと光学レンズを見て測量しているような形を取っているのですが、これについては携帯電話の電波を使って、そしてあと衛星と、両方使って測量しますので、かなり精度のよいものになりますし、あと非常に使いやすい器具になります。これについては、普通の町有林とかの事業もそうですけれども、今後個人の所有の山の境界とか、そういったも

のも事業する際の確認の際に必要となってきますので、そちらに利用されるものとなります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 スクールバスなのですけれども、こういう車両については、スタッドレスというのは、当初の見積りには入っていないものなのか、その辺をお伺いします。

それと、G N S Sですけれども、これは補正というよりも、当初でばんと出してやるべきことではなかったのかなと思うのですが、今出てきた辺りをちょっとお伺いします。

あと消火栓については、こういうものは町内にまだあるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 38ページのスクールバス購入事業についてお答えさせていただきます。

本来であれば、当初の部分で入れて購入の部分を図るべきだと思っております。申し訳ありませんでした。その部分、ちょっと不足している部分がありましたので、今回補正で対応させていただきたいという内容になります。

議長 農林課長。

農林課長 G N S Sの補正の関係だったのですけれども、昨年、令和6年度当初予算の見積りの際には、この件についてはまだちょっと話は出ておりませんで、令和7年度に基本的には使用したいと。すぐに使用するためにも、今年度中に整備をして、そして来年度4月、すぐに取りかかれるような形で事業を進めるために、今補正のほうをお願いしたものでございます。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

消火栓の場所の位置に関しですけれども、たしかまだ民地のほうにあるという部分はございます。ただ、了解を得て設置させてもらったという経緯はあったと思います。その中で、このような形で、今回もちょっと高齢になってきたとかということで申出がございました。今後も

そういった場合もあるかもしれませんので、そういった対応はしていきたいというふうに考えてございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第7号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第12号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ851万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,847万2,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費37万円の増額、2項1目賦課徴収費17万6,000円の増額は、人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

また、1款1項1目一般管理費の委託料ですが、健康保険証の廃止後に資格確認書を発行する際、現在ある保険証用台紙を利用するため、あらかじめ印刷されている保険者名がかぶらないようカスタマイズに要する費用を同じ委託料内で調整するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金626万6,000円の増額は、令和5年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金170万5,000円の増額は、令和5年度決算の確定に伴い、県支出金の普通交付金及び特別交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款1項1目一般会計繰入金46万3,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費賦課徴収費の財源とするものです。

6款1項1目繰越金797万1,000円の増額は、令和5年度決算の確定に伴い補正するものです。

8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金8万3,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業として実施した事業経費に国庫補助金が充てられることが確定したことに伴い補正するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第13号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,178万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,124万3,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは初めに、保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費19万1,000円、2項1目賦課徴収費15万6,000円の増額、8ページ、3款2項1目包括的支援事業費179万5,000円の減額、3項3目認知症総合支援事業費32万4,000円の増額は、主に育児休業取得等に伴う人件費の調整や消耗品費を補正するものです。

7ページに戻り、2款1項9目居宅介護サービス計画給付費110万円の減額、5項1目高額医療合算介護サービス費110万円の増額は、それぞれのサービス給付費等に過不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款2項3目地域支援事業費交付金14万4,000円の増額、5款2項2目地域支援事業費交付金7万1,000円の増額、7款1項1目一般会計繰入金142万6,000円の減額、2項1目基金繰入金8万7,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費、賦課徴収費、包括的支援事業費及び認知症総合支援事業費の人件費等の調整によるものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。16ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費23万1,000円の増額は、人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、15ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金16万2,000円の減額、3款1項1目繰越金39万3,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和6年度西和賀町介護保険特
別会計補正予算(第2号)についてを採決しま
す。本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第4、議案第14号 令和6年度
西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号
令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算
(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出
予算の補正については、歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ1,466万3,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,061万
4,000円にしようとするものです。歳入歳出予
算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額
並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、
歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から
説明いたします。7ページを御覧ください。1
款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、光熱
水費95万4,000円の増額は、資源エネルギー価
格高騰により、電気料に不足が見込まれること
から増額するものです。14節工事請負費346万

5,000円の増額は、槻沢温泉砂ゆっこ源泉のエ
アーコンプレッサーによる揚湯量が不安定な状
況となっていることから、揚湯管を引き上げ、
孔内清掃により改善を図ろうとするものです。
17節備品購入費については、10月22日に専決処
分を行った沢内バーデン源泉ポンプ故障に伴う
入替え工事において、予備のポンプを使用した
ことから、今後の故障等の緊急時に備えるため、
新たに源泉揚湯用予備ポンプ購入費1,001万円
を増額するものです。

次に、歳入についての説明ですが、6ページ
を御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金
100万2,000円、2項1目温泉開発整備基金繰入
金1,340万円、4款1項1目繰越金26万1,000円
を増額し、今回の補正予算の財源に充当しよう
とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは1点、この源泉の予備ポンプに
ついて、バーデンのが故障したため、また予備
にということなのですが、確認の意味も
含めてですけれども、この予備ポンプは沢内バ
ーデンとほっとゆだ、両方どちらが壊れても使
えるポンプという理解でいいでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、ポンプにつきまし
てはほっとゆだ、沢内バーデン、両方に使える
ものとなっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ポンプの耐用年数というのは、どのくら
いになっているでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ポンプの耐用年数につきましては、一般的に事業者さんのほうから確認すると、まず五、六年というような話もあるのですが、沢内バーデン、ほっとゆだにつきましては、傾向的に見ると大体3年ぐらいのスパンで更新というか、故障になってしまうというのが、そういう状況の中にあります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 2か所で3年に1度ぐらいということになると、3年に1度はポンプは用意しなければいけないというふうに理解していいのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、大体これまでの傾向を見ると、3年に1度というような形にはなっているので、時期的にはずれれるとは思いますが、そのような形で、期間もでありますし、突発的ということもありますし、備えた形で準備をしておきたいというものでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第15号 令和6年度

町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費及び経費合わせて2,410万3,000円を増額し、収益的支出の総額を11億3,307万9,000円とし、収益的収入では医業収入の公衆衛生活動収益と医業外収益の他会計補助金、国庫補助金合わせて同額の2,410万3,000円を増額し、収益的収入の合計を10億1,872万3,000円とするものです。

また、資本的収支については、歯科の電子処方箋発行に係る関連機器の整備を図るため、収入、支出それぞれ81万4,000円を増額し、資本的収入及び資本的支出の総額をそれぞれ5,635万4,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによらし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。(5)、主な建設改良事業、①、医療機器等整備事業において、今回新たに歯科における医療機器等整備費として81万4,000円を増額し、2,155万1,000円とするものです。

第3条においては、収益的収入及び支出の予算額の補正を、第4条では資本的収入及び支出の予定額の補正を行うものです。

第5条では、歯科における医療機器等整備費

の増額に伴い、企業債の限度額1,610万円を1,660万円に補正するものです。

第6条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を、第7条では他会計からの補助金の額の改正をそれぞれ行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。11ページを御覧ください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。1項医業費用の1目給与費2,321万4,000円の増額は、他会計と同様に、人事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与費の補正を行うものです。

12ページ、3目経費88万9,000円の増額は、10節修繕費、病院施設修繕費として、温水循環ポンプの部品交換修理、外気ユニット部品交換修理及び外調機不具合点検調整で36万8,000円を、車両等修繕費として除雪ローダータイヤチェーン交換等で52万1,000円を計上し、病院事業費用総額で2,410万3,000円を増額するものです。

10ページを御覧ください。収益的収入予算について説明いたします。1項医業収益、3目2節公衆衛生活動収益は、新型コロナウイルス感染症予防接種料で150万円の増額を、また2項医業外収益、2目1節他会計補助金については、一般会計からの補助金2,245万3,000円の増額を、7目1節国庫補助金については、マイナ保険証利用促進助成金として15万円を増額し、病院事業収益総額で2,410万3,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。6ページを御覧ください。1項建設改良費、1目設備費81万4,000円の増額は、歯科における電子処方箋発行システム及び関連機器の整備を行うものです。

5ページにお戻りください。収入についてですが、1項1目地方債50万円、2項1目他会計出資金4万3,000円、4項2目国庫補助金、電

子処方箋管理サービス等関係補助金27万1,000円をそれぞれ増額し、併せて支出と同額の81万4,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

審査の途中ではありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第6、議案第16号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和

6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について、既決予定額3億9,548万5,000円に1,129万7,000円を増額し、水道事業費用総額を4億678万2,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的支出の予定額の補正を定めており、資本的支出について、既決予定額4億1,393万7,000円に392万7,000円を増額し、資本的支出総額を4億1,786万4,000円にしようとするものです。

第4条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額2,560万2,000円に136万2,000円を増額し、職員給与費の総額を2,696万4,000円にしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。

8ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、給料50万4,000円、法定福利費12万6,000円の増額は、会計年度任用職員の給与改定に伴い不足が生じるため増額するものです。備消耗品費は、施設維持管理消耗品に不足が生じる見込みであることから、3万円を増額し、また燃料費18万円は維持管理車両用燃料費、光熱水費460万円は浄水場電気料金、薬品費75万円は浄水用薬品、それぞれが不足を生じることから増額をするものです。

2目配水及び給水費、修繕費は今後の漏水等に係る修繕対応に備え、437万4,000円を増額するものです。

3目総係費、給料26万8,000円、手当24万9,000円、9ページを御覧ください、法定福利

費21万5,000円、退職給付費1,000円は、1目原水及び浄水費と同様に、企業職員、会計年度任用職員の給与改定に伴い不足が生じるため増額するものです。

続いて、資本的支出の補正予定額の内容について説明いたします。資本的支出、1款2項2目配水管布設替事業費、委託料392万7,000円の増額は、主要地方道盛岡横手線、県道1号線になりますが、泉沢地区において岩手県が行う道路改良事業に伴い、配水管の布設替えが必要になる可能性があることから、実施設計業務を委託しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは1点、今担当課から説明がありました泉沢地区、県道1号線の配水管の布設替え工事について、県道を今の路線から変更するというので、新しい路線の説明があって、説明会には私も行って聞いて、路線は決定していると思います。令和8年頃、早ければ完成というように説明を聞いたと思うのですけれども。県の工事ですから、町で把握している分は少ないかもしれないのですけれども、このように工事の面でいろいろ作業する中で、進捗的にはどのように進んでいるのか、町として把握している部分についてお知らせ願えればと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 主要地方道盛岡横手線の泉沢地区の工区についてのお話でございます。

議員お見込みのとおり、町の事業ではございませんので、分かる範囲はかなり狭いところではあるわけですけれども、まず本工事につきましては、岩手県道路事業実施計画の後期計画がございまして、これは今年の4月にホームペー

ジ等に載せられている内容でございますが、主要地方道盛岡横手線の泉沢地区道路改築については、延長786メートルを見込んでおりまして、総事業費は6億円となっております。令和2年度から開始されている事業ではございますが、用地買収について進められているというお話を聞いておりまして、令和7年度から工事に着手したいというお話を伺っております。

本補正予算に関しましては、それに伴いまして、水道の本管の布設替えの可能性についても検討する必要があるということから、今年度中に方針を確定させていただいて、必要に応じて工事費については改めて予算化していくということになるかというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第17号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和

6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、下水道事業収益について、既決予定額4億2,150万1,000円に983万1,000円を増額し、下水道事業収益総額を4億3,133万2,000円にしようとするものです。また、下水道事業費用については、既決予定額4億8,783万3,000円に983万1,000円を増額し、下水道事業費用総額を4億9,766万4,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、資本的収入について、既決予定額2億9,869万6,000円に106万6,000円を増額し、資本的収入総額を2億9,976万2,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。資本的支出については、既決予定額2億9,977万1,000円に106万6,000円を増額し、資本的支出総額を3億83万7,000円にしようとするものです。

第4条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額1,547万4,000円に187万7,000円を増額し、職員給与費の総額を1,735万1,000円にしようとするものです。

第5条では、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計から補助を受ける金額を3億2,969万1,000円から3億3,952万2,000円に改めるものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について、収益的支出から説明いたします。

10ページを御覧ください。収益的支出1款1項1目管渠費、光熱水費120万円の増額は、電気料に不足が生じる見込みであること、修繕費

39万2,000円の増額は、マンホールポンプ場の電力ボックスについて、さびによる劣化が激しく、絶縁低下による警報があったことから、これを更新するものです。

2目処理場費、光熱水費210万円の増額は、電気料に不足が生じる見込みであること、修繕費385万円の増額は、湯田浄化センターの脱水機が目詰まりにより排水されない状況であるため、オーバーホールを行おうとするものです。

3目浄化槽費、修繕費23万5,000円は、保守修繕費に不足が生じる見込みであることから増額しようとするものです。

4目総係費、給料125万8,000円、手当17万4,000円、11ページを御覧ください、法定福利費44万5,000円、退職給付費10万9,000円は、企業職員の給料改定に伴い不足が生じること及び会計年度任用職員1名を任用するため増額するものです。燃料費6万8,000円についても、不足が生じる見込みであることから増額するものです。

次に、収益的収入について説明いたします。10ページを御覧ください。1款2項2目他会計補助金983万1,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

続いて資本的収入及び支出の補正予定額の内容について、資本的支出から説明いたします。12ページを御覧ください。資本的支出1款1項1目管理施設整備費、工事請負費106万6,000円の増額は、マンホールポンプ場のポンプが経年劣化により焼きつき破損をしたことから、更新を行おうとするものです。2項1目企業債償還金の増減は、節内の区分整理を行うため調整するものです。

次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債の増減は、先ほどの資本的支出と同様に、節内の区分整理を行うため調整を行ったものです。4項1目他会計出資金、106万6,000円の増額は、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第18号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事(その2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事(その2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和6年6月14日に議決をいただき、これまで専決処分事項の指定第1項の規定により、2回の請負変更契約の締結を行った町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事(その2)について、第3回の変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決

を求めるものです。

1、工事名、町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）。

2、工事場所、西和賀町間木野地内。

3、変更の内容を請負金額を5,933万6,200円から6,304万9,800円に、371万3,600円の増額を行うものです。

4、請負者、西和賀町沢内字弁天25地割7番地、有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。

請負金額の変更の主な内容は、補修工事に関わる損傷の詳細を確認した結果、橋台のコンクリートに当初想定していない浮きや損傷が確認されたため、断面修復工などを増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時28分 休 憩

午前11時29分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第9、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、藤原朝子。生年月日、昭和59年1月28日、40歳。住所、西和賀町湯田21地割146番地6。

藤原さんは、現在第3期西和賀町子ども・子育て支援計画の策定に向けた西和賀町次世代育成支援地域協議会委員、そして湯本保育園父母の会会長を務めているほか、健康づくり講座の講師など、社会教育面でも活躍をされている方です。今後の西和賀町教育において重要である保育、学校、家庭、社会教育のあり方を議論していく上で、子育て世代のご意見、ご助言は重要であります。藤原さんは、人格、識見とも優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

任期は、令和7年1月1日から令和10年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、日程第10、請願・陳情第10号 用水路（穴堰）崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書を議題とします。

本件は、さきの9月定例会において継続で審査することとした事件ですが、産業建設常任委員会委員長、北村嗣雄君より審査終了の旨の報告があります。北村委員長より審査結果についての報告を求めます。

北村嗣雄君。

1番 それでは、産業建設常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査の経過と結果をご報告いたします。

本委員会に付託されたのは、請願・陳情第10号 用水路（穴堰）崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書についてです。

請願者は、泉沢自治会長、平澤英和、ほか4名です。

さきの第10回西和賀町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託され、継続審査としておりました請願・陳情第10号 用水路（穴堰）崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書についての審査を先頃終了しましたので、その結果を報告いたします。

委員会としての審査結果は、採択すべきとの結論であります。以下、審査の概要を報告します。

本陳情の提出者は、泉沢自治会会長、平澤英和ほか4名であり、趣旨は明治時代からの泉沢地区の生命線となっている用水路（穴堰）の老朽化が進んでおり、町当局による現地調査の実

施と早期復旧工事を求めるものであります。

本陳情に関し、さきの9月定例会にて全委員による審査を行ったわけですが、その際、委員会としての結論に至らず、閉会中の継続審査としていたものです。

このため、閉会中において現地調査を実施したほか、担当所管から事情聴取を実施し、審査を継続して行ってきたところです。10月11日には、全委員による現地調査を行ったほか、泉沢集会所にて審査を実施しました。調査には、参考人として陳情者、提出者及び町の担当課である農林課職員に同行してもらい、実際に穴堰内部に入り、現況を確認するとともに、引き続き委員会を開催し、審査を行ったところであります。

その際の審査では、現地調査を実施したことで現状の理解が深まったが、今後の水需要なども把握したい。泉沢地区の耕作現状等、今後の地域計画等も調査の上で判断すべきなどの意見があり、採決の結果、賛成多数により改めて継続して審査することとしました。

10月24日、湯田庁舎3階議員控室において、参考人として農林課職員から、泉沢地区の水田地の地域計画に関し事情聴取をした後、委員全員により審査を行いました。

審査では、穴堰はコンクリートの裾部の崩壊により、維持管理する行為は非常に危険で困難な作業となっている。穴堰の流入部、入り口と流出部、出口付近の早期復旧に向けた調査と改修をすべき。泉沢地区に現有する水田は、およそ65ヘクタールだが、大型機械の導入により、代かき作業などの際に一時的に必要水量の増加が見込まれる。将来を見据えた水量を確保するには、穴堰の改修が必須であるなどの意見がありました。

採決の結果、全委員一致で採決すべきという委員会としての結論に至った次第であります。

以上、請願・陳情第10号、産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

議長 委員長は委員長席にお座りください。北村委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。北村委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第10号 用水路(穴堰)崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

なお、本事件については、地方自治法第125条の規定により、町において措置することが適当であると認められることから、当職から内記町長宛てに請願・陳情の結果を報告することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、日程第11、請願・陳情第16号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうからご報告いたしました

と思います。

総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査と経過の結果をご報告いたします。

請願・陳情第16号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める件についてでございます。

請願者は、岩手県教職員組合花北遠野支部支部長、平野薫氏でございます。岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会支会長、多田啓氏でございます。

紹介議員は、高橋敏樹議員でございます。

この請願の審査を令和6年12月11日の本会議終了後、湯田庁舎3階会議室において、委員5人全員による審査を行いました。

本請願の趣旨は、昭和46年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法、いわゆる給特法を廃止し、労働基準法を完全適用とすることでございます。実効性のある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的義務削減策を示すことについてでございます。

この法律の主な内容としては、教員は勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に月額給与の4%に相当する教職調整額が支給され、時間外勤務手当や休日勤務手当は支給されないなどといったことが定められております。

しかし、現在の学校現場では、教員希望者の減少に加え、早期退職者の増加などといった深刻な教員不足により、教職調整額相当額以上の残業をしている長時間労働の実態があります。社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については、勤務時間の改善が行われないまま放置されているところであります。

こうしたことから、本請願は、子供たちの豊かな学びの補償と教育環境を整えるために、教職員の健康と福祉が損なわれないよう、特に長

時間労働を減少させるための取組といった教職員の勤務環境改善を関係機関に意見書を提出することを求めたものであります。

審査では委員から、教員の成り手不足や教員増を求める意見を現場から聞いている。管理者は職員の残業を把握できていないのではないか。長時間労働といった職場の環境を改善しないことには、教職員も増えないのではないかなどの意見がありました。

これらのことから、子供の教育環境を考慮すると、教職員の就業環境改善が不可欠であるといった判断から、請願趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第16号について、総務教民常任委員会の委員長報告といたします。

以上でございます。

議長 委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第16号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りいたします。ただいま高橋敏樹君、普本歌織君から発議第1号が提出されましたので、お手元に配付しました。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、発議第1号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋敏樹君。

5番 発議第1号、令和6年12月13日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋敏樹、賛成者、西和賀町議会議員、普本歌織。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と、子供たちの豊かな学びを保障するための措置が講じられるよう求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出しようとするものである。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書。

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など深刻な教職員不足に陥っています。子どもたちのゆ

たかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われないまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書を提出いたします。

1、「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。

2、実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

令和6年12月13日、岩手県西和賀町議会議長、高橋雅一。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理

大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上のおおりに提案いたしますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますようお願いいたします。

議長 提案者は提案者席にお座りください。趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書を採決します。

本案を原案のおおりに決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のおおりに可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第12回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時56分 閉 会